

各都道府県消防防災主管部局 御中

消 防 庁 総 務 課  
消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課

平成 29 年度消防庁予算(案)の概要及び平成 29 年度地方財政対策の概要等について

平成 29 年度一般会計歳出概算が平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定されましたので、平成 29 年度消防庁予算(案)の概要(別添 1)及び平成 29 年度地方財政対策の概要についてお知らせいたします。

平成 29 年度消防庁予算(案)については、国の財政状況が非常に厳しい中で、南海トラフ地震等の大規模災害等に適切に対応するため、一般会計について、前年度の特種要因であるサミット警戒経費を除いた実質ベースで 1.2%増の 125.8 億円となっております。

特に消防団関連予算については、偵察活動用のオフロードバイク、ドローンに加え、学生や女性にも扱いやすい小型動力ポンプを消防学校に無償で貸し付け、教育訓練する事業を新たに実施するなど、対前年度比 2.6%増の 6.7 億円を確保しております。

平成 29 年度地方財政対策については、本日、総務省自治財政局から「平成 29 年度地方財政対策のポイント及び概要」が公表されており、緊急防災・減災事業債について、対象事業を拡充した上で、平成 32 年度まで継続されるとともに、新たに創設される公共施設等適正管理推進事業債(仮称)において本庁舎の建替えを対象とする予定とされておりますのでお知らせいたします(「平成 29 年度地方財政対策のポイント及び概要」のうち「平成 29 年度地方財政対策の概要」について、その抜粋を添付いたします(別添 2)。

各地方公共団体におかれては、これらにご留意の上、消防団を含む消防防災関係予算の所要額の確保等に努めていただきますようお願いいたします。

また、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の改正(案)の概要については別添 3 のとおりであり、これらの補助金の配分方針(案)については別添 4 のとおりとしているところです。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただくとともに、適切な助言をいただきますようお願いいたします。

(担当)

○別添 1 に関する事

消防庁 総務課 会計第一係 常木、中村

電話：03-5253-7506

○別添 2～4 に関する事

消防庁 消防・救急課 財政係 山並、上田

電話：03-5253-7522

# 平成29年度消防庁予算(案)

～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進

平成28年12月  
消防庁

## 平成29年度 消防庁予算(案)の概要

予算額(案) **138.8億円**

○ 一般会計 **125.8億円** (前年度当初予算128.8億円、対前年度当初比2.3%減)

※ 前年度特殊要因(サミット警戒経費4.4億円)を除く 実質で1.2%増

○ 復興特別会計 **13.0億円** (前年度当初予算61.0億円)

※ 宮城県・仙台市のヘリポート関連事業(33.7億円)の減

### <主な事業>

- ① 緊急消防援助隊の強化 **60.7億円**
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0億円
  - 緊急消防援助隊無償使用車両の配備 2.8億円
  - エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの配備 3.6億円
- ② 常備消防力等の強化 **16.9億円**
- 消防防災施設整備費補助金 13.0億円
  - 地方公共団体等の災害対応能力の強化 0.4億円【新規】
  - 救急安心センター事業(#7119)の普及促進 0.2億円【新規】

③ 消防団等の充実強化 **6.7億円**

④ 防災情報の伝達体制の整備 **13.2億円**

- 災害時の情報伝達体制の強化 0.2億円



高野台(南阿蘇村)の崩落現場  
<熊本地震>



岩泉町消防団による救助活動  
<台風10号>

### <消防団関連予算>

**6.7億円** ※ H28当初(6.5億円)比2.6%増

① 消防団の装備・訓練の充実強化 **2.4億円**【新規】

災害現場の状況を速やかに把握するための偵察活動用資機材及び女性・学生の消防団員の消火訓練用資機材を、消防学校に無償で貸し付け、教育訓練を実施することにより、消防団の災害対応能力を向上



- 偵察活動用資機材(オフロードバイク、ドローン)の配備 1.0億円
- 操縦方法、安全管理等の訓練 0.3億円
- 小型動力ポンプ 1.0億円

② 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 **4.3億円**  
(女性・若者等の消防団加入促進等)

女性や若者等の消防団入団を促進するため、地方公共団体による先進的な加入促進方策を積極的に支援

- 女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業 1.0億円
- 地域防災力充実強化大会 0.2億円
- 女性消防団員活性化大会 0.2億円
- 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円【新規】

～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進（一般会計）

125.8億円

(1) 熊本地震等を踏まえた消防防災体制の強化（後掲）

※端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

- 緊急消防援助隊の活動体制の充実強化（後掲）
  - ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0億円
  - ・拠点機能形成車の整備 1.3億円
- 消防団の装備・訓練の充実強化 2.4億円【新規】（後掲）
  - （オフロードバイク、ドローン、小型動力ポンプの配備及び操縦訓練等）
- 地方公共団体等の災害対応能力の強化 0.4億円【新規】（後掲）

(2) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の強化

60.7億円

- 緊急消防援助隊の活動体制の充実強化
  - ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0億円
  - ・拠点機能形成車の整備 1.3億円
  - ・津波・大規模風水害対策車の整備 1.5億円
- ドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等（エネルギー・産業基盤災害対策）
  - ・エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの配備 3.6億円
  - ・エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 3.5億円

(3) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

16.9億円

- 広域化等による常備消防力の充実強化
  - ・消防業務の新たな連携・協力の推進等 0.2億円【新規】
  - ・消防防災施設整備費補助金 13.0億円
- 地方公共団体等の災害対応能力の強化 0.4億円【新規】
- 救急体制の確保
  - ・救急安心センター事業（#7119）の普及促進 0.2億円【新規】

(4) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

6.7億円

- 消防団の装備・訓練の充実強化 2.4億円【新規】
  - （オフロードバイク、ドローン、小型動力ポンプの配備及び操縦訓練等）
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 4.3億円
  - ・消防団への女性・若者等の加入促進（女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業 1.0億円）
  - ・自主防災組織等の充実強化（自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円【新規】）

(5) 火災予防対策の推進

3.8億円

- 火災予防対策の推進
  - ・火災予防の実効性の向上、違反是正推進による安心・安全の確保 1.2億円
  - ・消防用機器等の国際動向への対応等 0.1億円
- 危険物施設等の安全対策の推進
  - ・危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策 0.2億円【新規】
  - ・石油コンビナート等における防災・減災対策 2.4億円

(6) 消防防災分野における女性の活躍促進

0.5億円

- 女性消防吏員の更なる活躍推進
  - ・女性消防吏員の更なる活躍推進 0.5億円
- 消防団への女性・若者等の加入促進
  - ・女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業 1.0億円（再掲）

(7) 防災情報の伝達体制の整備

13.2億円

- 災害情報伝達手段等の高度化
  - ・災害時の情報伝達体制の強化 0.2億円
- 消防防災通信体制の強化
  - ・ヘリサットシステムの高度化による被害状況の迅速な把握 0.2億円【新規】

(8) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の円滑な開催に向けた大都市等の安心・安全対策の推進

1.4億円

- 大規模イベント開催時の危機管理体制の充実
  - ・特殊災害対応車両の整備 0.4億円
  - ・国民保護共同訓練の実施 0.9億円
- 外国人来訪者等への対応
  - ・外国人来訪者等に配慮したタミナル施設等における防火安全対策の推進 0.1億円

被災地における消防防災体制の充実強化（復興特別会計）

13.0億円

- ・消防防災施設災害復旧費補助金 8.8億円
- ・消防防災設備災害復旧費補助金 2.4億円
- ・原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 0.8億円
- ・緊急消防援助隊活動費負担金（東日本大震災派遣ヘリ除染） 1.0億円

2

～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進（一般会計）

(1) 熊本地震等を踏まえた消防防災体制の強化（後掲）

○緊急消防援助隊の活動体制の充実強化

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金（車両等） 49.0億円（H28当初：49.0億円）
- 緊急消防援助隊の後方支援体制の強化（拠点機能形成車の整備） 1.3億円（H28当初：－億円）

○消防団の装備・訓練の充実強化

- 消防団の装備・訓練の強化 2.4億円（新規）
  - ・偵察活動用資機材（オフロードバイク、ドローン）の配備
  - ・操縦方法、安全管理等の訓練
  - ・小型動力ポンプ



拠点機能形成車

大型エアータント

○地方公共団体等の災害対応能力の強化

- 地方公共団体等の災害対応能力の強化 0.4億円（新規）
  - ・自治体職員を対象としたBCP策定研修会の開催
  - ・都道府県と連携した応援・受援活動の図上訓練の実施
  - ・熊本地震の教訓を踏まえた「e-カレッジ」カリキュラムの新設等



県災害対策本部での応援・受援活動調整の様子

3

## (2) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の強化

### ○緊急消防援助隊の活動体制の充実強化

#### ■ 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0億円 (H28当初:49.0億円)

南海トラフ地震等の大規模災害等に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制を整備するため、「緊急消防援助隊基本計画」に基づき、平成30年度末までに6,000隊への大幅増隊の実現に向け、必要な車両等を整備

主な部隊	H28.4月 (6,301隊)	H30年度末 (6,000隊)
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊 石油タンク火災等のエネルギー・産業基 盤災害に特化した災害対応を実施	4部隊	12部隊 (+8)
統合機動部隊 迅速に先遣出動し、緊急度の高い消防活動及び 被災隊の活動のための情報収集を実施	43部隊	50部隊 (+7)
通信支援小隊 通信確保の支援活動を実施	33隊	50隊 (+17)
消火小隊	1,904隊	2,500隊 (+596)
救助小隊	462隊	480隊 (+18)
救急小隊	1,232隊	1,250隊 (+18)

#### ■ 緊急消防援助隊無償使用車両の配備 2.8億円 (H28当初: - 億円)

##### ① 拠点機能形成車の整備 1.3億円 (1.3億円×1台)

長期かつ大規模な部隊出動による消防応援活動が見込まれる被災地において、指揮所や宿営場所を設営できる拠点機能を備えた特殊車両を配備 (大型エアータント(100人宿営可)の設営や温かい食事の提供、トイレ・シャワーの利用等が可能)

##### ② 津波・大規模風水害対策車の整備 1.5億円 (0.7億円×2台)

津波や大規模風水害等における機動的な人命救助活動を可能とするため、水陸両用バギーやボート等を搭載した津波・大規模風水害対策車を配備



津波・大規模風水害対策車

4

### ○ドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等(エネルギー・産業基盤災害対策)

- ① 大規模地震等による石油コンビナート事故等のエネルギー・産業基盤災害に的確に対応するため、緊急消防援助隊に創設した「ドラゴンハイパー・コマンドユニット(エネルギー・産業基盤災害即応部隊)」を平成30年度までに12部隊配備(平成28年度までに6部隊を配備)。
- ② 即応部隊の中核となるエネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムを配備するとともに、エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットを研究開発。

#### H29予算額(案) 7.1億円 (H28当初:6.6億円)

##### ① エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの配備 3.6億円 (1.8億円×2セット)

- 水利システム構成(2台1組)

###### 大型放水砲車

大容量放水及び大口径ホース1km延長

###### 大容量送水ポンプ車

小型強力ポンプを搭載し、海・河川等の水利から大容量送水



大型放水砲車

大容量送水ポンプ車

##### ② エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 3.5億円

- 情報収集・放水ロボットを研究開発するとともに、順次、実用化・高度化
  - ・ G空間×ICTを活用し、ロボット自身が判断し行動
  - ・ 人が近づけない現場でも陸上と空から近接し、消防職員の安全を確保
- 平成29年度は、実用型ロボットシステムの製作及び高度な制御をシステムに取り入れるための検証を実施

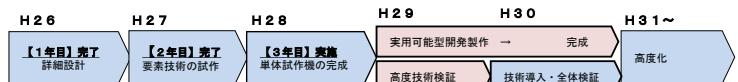
走行型偵察ロボット



飛行型偵察ロボット



放水ロボット台車



5

### (3) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

#### ○ 広域化等による常備消防力の充実強化

##### ① 消防の広域化、消防業務の新たな連携・協力の推進 0.2億円(新規)

各地域の多様な消火・救急・救助ニーズに的確に対応し、消防体制の確立や消防力の拡充を図るため、消防の広域化や消防業務の柔軟な連携・協力を推進

(連携・協力のイメージ) 指令業務の共同運用、特殊車両等の共同運用、管轄を超えた署所の共同設置、火災原因調査の共同実施 など

##### ② 消防防災施設整備費補助金 13.0億円(H28当初:14.4億円)

住民生活の安心・安全を確保するための消防防災施設整備を促進

(例) 耐震性貯水槽、活動火山対策避難施設、備蓄倉庫(地域防災拠点施設) など



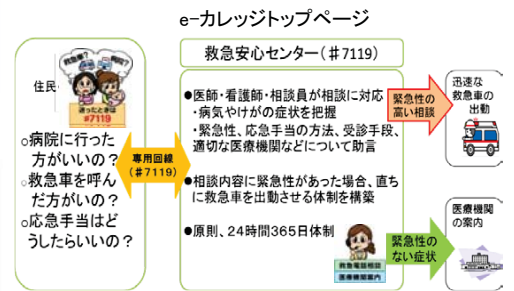
BCP策定研修会(イメージ)

#### ○ 地方公共団体等の災害対応能力の強化

##### ○ 地方公共団体等の災害対応能力の強化 0.4億円(新規)

市町村の業務継続計画(BCP)の策定支援や都道府県と連携した応援・受援活動の図上訓練等を実施

- ・自治体職員を対象としたBCP策定研修会の開催
- ・都道府県と連携した応援・受援活動の図上訓練の実施
- ・熊本地震の教訓を踏まえた「e-カレッジ」カリキュラムの新設等



救急安心センターのイメージ図

#### ○ 救急体制の確保

##### ○ 救急安心センター事業(#7119)の普及推進 0.2億円(新規)

救急車の適正利用を促すため、救急安心センター事業(#7119)について、アドバイザーの派遣や普及に関する研究調査の実施により全国展開を推進

### (4) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

○ 災害現場の状況を速やかに把握するための偵察活動用資機材(オフロードバイク、ドローン)及び女性・学生の消防団員の消火訓練用小型動力ポンプを、消防学校に無償で貸し付け、教育訓練を実施することにより、消防団の災害対応能力を向上。

○ 消防団員の確保を図るため、女性や若者等を対象とした先進的な加入促進方策を支援。

○ 自主防災組織等の災害対応能力の向上を図るため、過去の災害の教訓を伝承し、防災意識の向上を図るとともに、組織の枠を超え、連携して行う防災活動を促進。

#### H29予算額(案) 6.7億円(H28当初:6.5億円)

##### ① 消防団の装備・訓練の充実強化 2.4億円(新規)

- ・ 偵察活動用資機材(オフロードバイク、ドローン)の配備 1.0億円
- ・ 操縦方法、安全管理等の訓練の実施 0.3億円
- ・ 小型動力ポンプ 1.0億円

##### ② 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 4.3億円(H28当初:4.2億円)

###### ・ 消防団への女性・若者等の加入促進

- ・ 女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業 1.0億円
- ・ 地域防災力充実強化大会 0.2億円
- ・ 女性消防団員活性化大会 0.2億円

###### ・ 自主防災組織等の充実強化

- ・ 災害伝承10年プロジェクト 0.2億円
- ・ 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円(新規)

偵察活動用資機材(イメージ)



オフロードバイク

ドローン

#### 女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業

- 消防団への加入促進を目的とする先進的な取組について、市町村等から提案を受け、委託調査事業として採択
- 消防庁において事業結果をまとめ、全国展開<取組(例)>
  - ・ 女性分団の新設に関する事業
  - ・ 学生等に対する認証制度の普及事業
  - ・ 自衛消防組織に対する消防団への加入PR等

## (5) 火災予防対策の推進

### ○火災予防対策の推進

#### ① 火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保 1.2億円 (H28当初:1.2億円)

火災予防の実効性向上や規制体系の検証・見直し、消防法令に係る違反是正等を推進

#### ② 消防用機器等の国際動向への対応 0.1億円 (H28当初:0.1億円)

消防用機器等に係る規格の国際標準化等の動向を踏まえ、ISO規格等との比較検証等を行い、国内規格に対する国際化の要請への対応を推進

#### ③ 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化

0.1億円 (H28当初:0.1億円)

主に東南アジア等における消防制度や消防用機器等の実態を的確に把握し、日本規格に適合した消防用機器等の海外展開の効率化・重点化を促進



消防器具のISO規格に関する国際会議の様相

### ○危険物施設等の安全対策の推進

#### ① 危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策 0.2億円 (新規)

危険物施設の腐食・疲労等の経年劣化に関する実態を把握し、施設を長期間使用するための方策について検討

#### ② 石油コンビナート等における防災・減災対策

2.4億円 (H28当初:2.8億円)

コンビナート災害に対する防災体制の充実強化、危険物施設の安全確保対策、エネルギー・産業基盤の安全確保対策を推進



外面が錆びた危険物配管

8

## (6) 消防防災分野における女性の活躍促進

### ○女性消防吏員の更なる活躍推進

#### ① 女性消防吏員の更なる活躍推進 0.5億円 (H28当初:0.5億円)

消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会や各種広報、アドバイザーの派遣等を実施

#### ② 女性消防吏員キャリアアップ研修等の充実強化

消防大学校の運営経費 2.3億円の内数 (H28当初:2.3億円の内数)

女性消防吏員の活躍を支援するため、消防大学校の教育訓練に加え、消防学校への講義支援等を充実させるとともに、消防大学校を卒業・修了した女性消防吏員のネットワークを構築



女性消防吏員をモデルとしたポスター

### ○女性・若者等の消防団への加入促進

地域住民の安心・安全の確保に大きな役割を果たす消防団について、女性や若者をはじめとした入団を促進するため、地方公共団体による先進的な加入促進方策を積極的に支援 (再掲)

- ・女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業 1.0億円 (再掲)
- ・地域防災力充実強化大会 0.2億円 (再掲)
- ・女性消防団員活性化大会 0.2億円 (再掲)



救命講習を行う女性消防団員

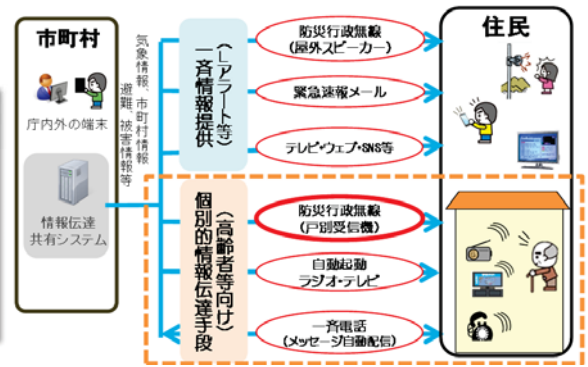
9

## (7) 防災情報の伝達体制の整備

### ○災害情報伝達手段等の高度化

#### ○ 災害時の情報伝達体制の強化 0.2億円 (H28補正:4.9億円、H28当初:0.1億円)

高齢者などの地域住民にきめ細かく防災情報が行き渡るよう、防災行政無線の戸別受信機等の活用を促進するため、専門的知見を有するアドバイザーの派遣等を通じてモデル事業の成果を全国に展開



情報伝達手段イメージ図

### ○消防防災通信体制の強化

#### ○ ヘリサットシステムの高度化による被害状況の迅速な把握 0.2億円 (新規)

大規模災害に備え、多数の消防防災ヘリコプターからの映像の同時送受信を可能とするための技術的な検証を実施するとともに、関連する映像技術の検討を併せて実施



10

## (8) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の円滑な開催に向けた大都市等の安心・安全対策の推進

### ○大規模イベント開催時の危機管理体制の充実

#### ① 特殊災害対応車両の整備 0.4億円 (H28当初:0.4億円) (大型除染システム搭載車 0.4億円×1台)

NBC災害への対応に備え、除染活動に用いる大型資機材を積載し、短時間に大量の除染が可能な大型除染システム搭載車を配備



大型除染システム搭載車

#### ② 国民保護共同訓練の充実強化 0.9億円 (H28当初:0.9億円)

大規模テロなどの事案への対処能力の向上のための国民保護共同訓練を充実強化



国と地方公共団体との共同訓練

### ○外国人来訪者等への対応

#### ○ 外国人来訪者等に配慮したターミナル施設等における防火安全対策の推進 0.1億円 (H28当初:0.1億円)

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会では、外国人や障がい者等が、駅・空港などのターミナル施設や競技場、ホテル等を利用することから、多言語に対応した機器や光を用いた警報装置の活用も含め消防用設備等のユニバーサルデザインを推進するとともに、防火安全対策に万全を期すための事業を実施

11

- 東日本大震災により被害を受けた消防庁舎や無線施設等の消防防災施設・設備の早期復旧を支援
- 避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等を支援

## H29予算額(案) 13.0億円 (H28当初:61.0億円)

※ 宮城県・仙台市のヘリポート関連事業(33.7億円)の減のため減少

### ① 消防防災施設災害復旧費補助金 8.8億円

消防防災施設の復旧を実施するために必要となる経費の一部を補助(補助率2/3)

### ② 消防防災設備災害復旧費補助金 2.4億円

消防防災設備の復旧を実施するために必要となる経費の一部を補助(補助率2/3)

### ③ 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 0.8億円

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等を支援

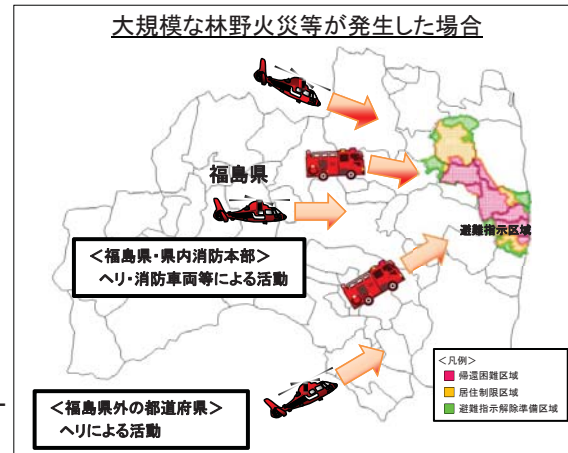
- 避難指示区域の消防活動に伴い必要となる消防車両等の整備を支援
- 福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外からのヘリコプターによる消防応援活動に要する経費を支援
- 福島県内外の消防本部等の消防応援訓練の実施に要する経費を支援

### ④ 緊急消防援助隊活動費負担金 1.0億円

消防庁長官の指示により東日本大震災に緊急消防援助隊として出動したヘリコプターに関し、エンジン整備時の内部除染経費を負担



消防庁舎復旧事業  
(いわき市消防本部  
小名浜消防署江名分遣所)





平成 28 年 12 月 22 日

## 平成 29 年度地方財政対策のポイント及び概要

平成 29 年度地方財政対策についての総務大臣・財務大臣合意及び国の予算の取りまとめを受けて、「平成 29 年度地方財政対策のポイント」及び「平成 29 年度地方財政対策の概要」を取りまとめましたので、地方公共団体等に配布することといたしました。

(平成 29 年度地方財政対策 (下記の項目を除く))  
自治財政局財政課 和田財政企画官、赤坂係長  
代表 03-5253-5111 内 23314、23323  
直通 03-5253-5612 FAX 03-5253-5615

(公共施設等の適正管理の推進)  
自治財政局財務調査課 仁井谷補佐、宮野係長  
内 23331、23477  
直通 03-5253-5647 FAX 03-5253-5650

(緊急防災・減災事業費の拡充・延長)  
自治財政局地方債課 尾崎補佐、西林係長  
内 23393、23399  
直通 03-5253-5629 FAX 03-5253-5631

(平成 29 年度の「社会保障の充実」等)  
自治財政局調整課 君塚理事官、眞貝係長  
内 23342、23349  
直通 03-5253-5618 FAX 03-5253-5620

## 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理に要する経費について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、長寿命化事業等に対し地方財政措置を拡充

### 1. 地方財政計画への計上

#### 公共施設等適正管理推進事業費（仮称）の創設等

- 公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上している現行の「公共施設等最適化事業費」（2,000億円）について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費（仮称）」として計上（3,500億円）
- このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を計上（300億円）

### 2. 地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債（仮称））

#### （1）対象事業

- ① 集約化・複合化事業：延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業【新規】  
（公共用建物）：施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業  
（社会基盤施設（道路・農業水利施設））：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
- ③ 転用事業：施設の他の用途への転用事業
- ④ 立地適正化事業【新規】：コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
- ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業【新規】：昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
- ⑥ 除却事業

#### （2）地方債の充当率等

- ① 充当率90%、交付税措置率50%
- ②～④ 充当率90%、交付税措置率30%
- ⑤ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%  
※地方債の充当残については、基金の活用が基本
- ⑥ 充当率90%【現行75%から引き上げ】

#### （3）事業要件

- 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であること
- 上記に加え、
  - ・ ①～③については、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）において、①～③の各事業類型に明確に位置付けられているものであること
  - ・ ④については、立地適正化計画に基づく事業であること
  - ・ ⑤については、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであること

#### （4）事業年度

- 平成29年度から平成33年度まで（5年間）
- ⑤については、緊急防災・減災事業の期間にあわせて平成32年度まで（4年間）

## 緊急防災・減災事業の拡充・延長

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

### 1. 対象事業（※は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの）

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

#### （1）災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi※等）の整備 など

#### （2）災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化※
- ② 消防の広域化又は共同化※に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

#### （3）地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

### 2. 財政措置

- （1）地方債の充当率 100%
- （2）交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

### 3. 事業年度

平成29年度から平成32年度まで

## 平成 29 年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊 設備整備費補助金の改正（案）の概要

### ○ 消防防災施設整備費補助金

救急安心センター整備事業について、以下の改正を実施することとしている。

- ・ 住民の救急相談に応える電話相談窓口について、消防機関に設置する場合に補助対象としているが、消防機関以外に設置する場合でも、補助対象とすることとしていること。
- ・ 当該電話相談窓口について、都道府県域内の住民を対象とする場合を補助対象としているが、市町村域内の住民を対象とする場合であっても、事業開始後に都道府県内の他の市町村域内の住民も対象とすることを可能とする場合は、補助対象とすることとしていること。
- ・ 当該電話相談窓口に、医師、看護師又は相談員を 24 時間、365 日体制で常駐させる場合に補助対象としているが、地域の実情に応じて、常駐していない時間には、医療機関案内へ電話を転送し医療機関を紹介することにより救急相談が受けられることとなるなどの適切な措置を講じる場合も、補助対象とすることとしていること。

※ 上記事業については、沖縄振興公共投資交付金も対象とされているため、同様に改正予定であること。

### ○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金

特になし

## 平成 29 年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金 配分方針（案）

この方針は、消防防災施設及び緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、地方公共団体が国庫補助事業として行う事業に対し、消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を効率的かつ効果的に配分することを目的として定めるものとする。

施設補助金についてはⅠに掲げる方針、緊援隊補助金についてはⅡに掲げる方針に基づき配分するものとする。

### Ⅰ 消防防災施設整備費補助金関係

#### 1 基本方針

施設補助金の配分にあたっては、2の(1)から(6)までに掲げる事項のほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）の規定に基づく国土強靱化地域計画において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく地域防災計画、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）の規定に基づく地震対策緊急整備事業計画及び活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）の規定に基づく避難施設緊急整備計画との関係が整理されており、かつ、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画、地震対策緊急整備事業計画及び避難施設緊急整備計画に掲げる消防防災施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

なお、このほか、地方公共団体の消防力の整備状況、特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

#### 2 施設ごとの方針

##### (1) 広域訓練拠点施設

都道府県単位で整備する広域訓練拠点施設のうち、特に必要と認められるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

- (2) 耐震性貯水槽及び備蓄倉庫（地域防災拠点施設）
- ア 地震防災緊急事業五箇年計画又は地震対策緊急整備事業計画に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
  - イ 平成 11 年度以降に市町村合併を行った合併後の新市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
  - ウ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫のうち、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
    - i 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に係るもの。
    - ii 男女別のトイレ等の施設を備えているもの。
- (3) 高機能消防指令センター総合整備事業
- ア 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づく消防の広域化又は複数の消防本部による消防指令業務の共同化に伴い市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
  - イ 平成 11 年度以降に市町村合併を行った合併後の新市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
  - ウ 個別装置を整備する場合には、原則として配分しない。ただし、統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置を整備する場合は、この限りでない。
- (4) 救助活動等拠点施設等
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定により地方防災会議等が地域防災計画に定める同条第 1 項第 1 号の救助活動のための拠点施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
- (5) 活動火山対策避難施設
- ア 退避壕又は退避舎を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
  - イ 活動火山対策特別措置法第 13 条第 1 項の規定により避難施設緊急整備地域に指定された地域の市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
- (6) 防火水槽（林野分）
- 消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日消防消第 69 号）第 6 条に基づき、補助率引き上げの対象となるものを整備する場合には、特別に考慮して配分する。

## II 緊急消防援助隊設備整備費補助金関係

### 1 基本方針

- (1) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更して、緊急消防援助隊の平成30年度末までの登録目標数をおおむね6,000隊規模としていることを踏まえ、新たに登録を受けようとする車両を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。ただし、緊急消防援助隊に登録されている車両（以下「登録車両」という。）が緊急消防援助隊として出動した場合においても、消防需要に対応するための消防力を確保する必要があるため、消火、救急、救助等の用途別に消防本部が保有する車両の計数に占める当該用途別の登録車両の計数の割合が著しく高い場合は、当該消防本部の規模及び消防力に配慮して、配分しないこともあり得るものとする。
- (2) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定に基づく国土強靱化地域計画において、地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画との関係が整理されており、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画に掲げる設備を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
- (3) 消防組織法の規定に基づく消防の広域化に伴い市町村が整備する場合には、登録車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。
- (4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の規定に基づき指定される対策地域における消防本部が保有する登録車両が同法で規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車に該当するときは、当該車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。
- (5) 資機材を積載する車両とあわせて整備する場合にあっては、特別に考慮して配分するものとする。
- (6) 上記のほか、市町村の特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

## 2 設備ごとの方針

### (1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車

四輪駆動方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。なお、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車のうちホース延長用資機材、動力昇降装置及びホース 30 本を備えているもの。

イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車のうち動力昇降装置（I－B型に限る。）及びホース 30 本を備えているもの。

### (2) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車

四輪駆動方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

### (3) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車

四輪操舵方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

### (4) 救助消防ヘリコプター

原則として、ヘリコプターテレビ電送システム等に係るカメラ又は映像送信装置等に係る資機材を搭載する場合に配分するものとする。

### (5) 高度救助用資機材及び高度探査装置

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）第 5 条の規定に基づき高度救助隊又は第 6 条の規定に基づき特別高度救助隊を新たに配置する場合には、Ⅱの 1 の(5)にかかわらず、特別に考慮して配分するものとする。

### (6) 消防救急デジタル無線設備

ア 消防組織法の規定に基づき消防の広域化を行う市町村が整備する場合又は複数の市町村が共同で基地局等を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ 平成 23 年度以降に国庫補助金の配分を受けて整備している場合には、原則として配分しないものとする。



新【平成 29 年度】	旧【平成 28 年度】
<p>平成 <del>28</del>29 年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金配分方針（案）</p> <p>この方針は、消防防災施設及び緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、地方公共団体が国庫補助事業として行う事業に対し、消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を効率的かつ効果的に配分することを目的として定めるものとする。</p> <p>施設補助金についてはⅠに掲げる方針、緊援隊補助金についてはⅡに掲げる方針に基づき配分するものとする。</p> <p>Ⅰ 消防防災施設整備費補助金関係</p> <p>1 基本方針</p> <p>施設補助金 <del>分</del>の配分にあたっては、2 の(1)から(6)までに掲げる事項のほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）の規定に基づく国土強靱化地域計画において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく地域防災計画、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）の規定に基づく地震対策緊急整備事業計画及び活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）の規定に基づく避難施設緊急整備計画との関係が整理されており、<b>かつ</b>、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画、地震対策緊急整備事業計画及び避難施設緊急整備計画 <del>（以下「地震防災緊急事業五箇年計画等」という。）</del>に掲げる消防防災施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>なお、このほか、<del>市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）</del>地方公共団体の消防力の整備状況、特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。</p> <p>2 施設ごとの方針</p> <p>(1) 広域訓練拠点施設</p> <p><del>施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、</del>都道府県単位で整備する広域訓練拠点施設のうち、特に必要と認められるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(2) 耐震性貯水槽及び備蓄倉庫（地域防災拠点施設）</p> <p>ア 地震防災緊急事業五箇年計画 <del>等</del>又は<b>地震対策緊急整備事業計画</b>に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>イ <b>平成 11 年度以降に市町村合併を行った市町村合併による</b>合併後の新市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>ウ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫のうち、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>i 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に係るもの。</p> <p>ii 男女別のトイレ等の施設を備えているもの。</p>	<p>平成 28 年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金配分方針</p> <p>この方針は、消防防災施設及び緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、地方公共団体が国庫補助事業として行う事業に対し、消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を効率的かつ効果的に配分することを目的として定めるものとする。</p> <p>施設補助金についてはⅠに掲げる方針、緊援隊補助金についてはⅡに掲げる方針に基づき配分するものとする。</p> <p>Ⅰ 消防防災施設整備費補助金関係</p> <p>1 基本方針</p> <p>施設補助金分の配分にあたっては、2 の(1)から(6)までに掲げる事項のほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）の規定に基づく国土強靱化地域計画において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく地域防災計画、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）の規定に基づく地震対策緊急整備事業計画及び活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）の規定に基づく避難施設緊急整備計画との関係が整理されており、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画、地震対策緊急整備事業計画及び避難施設緊急整備計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画等」という。）に掲げる消防防災施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>なお、このほか、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消防力の整備状況、特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。</p> <p>2 施設ごとの方針</p> <p>(1) 広域訓練拠点施設</p> <p>施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、都道府県単位で整備する広域訓練拠点施設のうち、特に必要と認められるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(2) 耐震性貯水槽及び備蓄倉庫（地域防災拠点施設）</p> <p>ア 地震防災緊急事業五箇年計画等に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>イ 市町村合併による合併後の新市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>ウ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫のうち、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>i 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に係るもの。</p> <p>ii 男女別のトイレ等の施設を備えているもの。</p>

(3) 高機能消防指令センター総合整備事業

ア ~~施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、~~消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づき~~消防の広域化又は複数の消防本部による消防指令業務の共同化を行うに伴い~~市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ ~~施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、平成 11 年度以降に市町村合併を行った市町村合併後による~~合併後の新市町村が整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

ウ 個別装置を整備する場合においては、原則として配分しない。ただし、統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置を整備する場合は、この限りでない。

(4) 救助活動等拠点施設等

~~施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、~~南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定により地方防災会議等が地域防災計画に定める同条第 1 項第 1 号の救助活動のための拠点施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(5) 活動火山対策避難施設

ア ~~施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、~~退避壕及び又は退避舎を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ ~~施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、~~活動火山対策特別措置法第 13 条第 1 項の規定により避難施設緊急整備地域に指定された地域の市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(6) 防火水槽（林野分）

~~過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条の規定に基づく過疎地域自立促進市町村計画等に掲げているもの~~消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日消防消第 69 号）第 6 条に基づき、補助率引き上げの対象となるものを整備する場合には、特別に考慮して配分する。

II 緊急消防援助隊設備整備費補助金関係

1 基本方針

(1) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更して、緊急消防援助隊の平成 30 年度末までの登録目標数をおおむね 6,000 隊規模とし~~た~~~~ている~~ことを踏まえ、新たに登録を受けようとする車両を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。ただし、緊急消防援助隊に登録されている車両（以下「登録車両」という。）が緊急消防援助隊として出動した場合においても、消防需要に対応するための消防力を確保するため、消火、救急、救助等の用途別に消防本部が保有する車両の計数に占める当該用途別の登録車両の計数の割合が著しく高い場合は、当該消防本部の規模及び消防力に配慮して、~~特別に考慮して~~配分しないこともあり~~うる~~~~得る~~ものとする。

(2) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定に基づく国土強靱化地域計画において、地域防災計画、~~地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画~~との関係が整理されており、当該地域防災計画、~~地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画~~と~~整合性を図りつつ行う事業~~に掲げ

(3) 高機能消防指令センター総合整備事業

ア 施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づき消防の広域化を行う市町村が整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ 施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、市町村合併後による合併後の新市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

ウ 個別装置を整備する場合には、原則として配分しない。ただし、統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置を整備する場合は、この限りでない。

(4) 救助活動等拠点施設等

施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定により地方防災会議等が地域防災計画に定める同条第 1 項第 1 号の救助活動のための拠点施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(5) 活動火山対策避難施設

ア 施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、退避壕及び退避舎を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ 施設補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、活動火山対策特別措置法第 13 条第 1 項の規定により避難施設緊急整備地域に指定された地域の市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(6) 防火水槽（林野分）

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条の規定に基づく過疎地域自立促進市町村計画等に掲げているものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

II 緊急消防援助隊設備整備費補助金関係

1 基本方針

(1) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更して、緊急消防援助隊の平成 30 年度末までの登録目標数をおおむね 6,000 隊規模としたことを踏まえ、新たに登録を受けようとする車両を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。ただし、緊急消防援助隊に登録されている車両（以下「登録車両」という。）が緊急消防援助隊として出動した場合においても、消防需要に対応するための消防力を確保するため、消火、救急、救助等の用途別に消防本部が保有する車両の計数に占める当該用途別の登録車両の計数の割合が著しく高い場合は、当該消防本部の規模及び消防力に配慮して、特別に考慮して配分しないこともありうるものとする。

(2) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定に基づく国土強靱化地域計画において、地域防災計画との関係が整理されており、当該地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業については、特別に考慮して配分するものとする。

(3) 緊援隊補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、消防組織法の規定に基づき消防の広域化を行う市町村については、登録車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。

る設備を整備する場合に ~~については、特別に考慮して配分するものとする。~~

- (3) ~~緊援隊補助金を効率的かつ効果的に配分する必要があることを踏まえ、消防組織法の規定に基づき、消防の広域化を行う市町村にに伴い市町村が整備する場合において ~~については、登録車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。~~~~
- (4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の規定に基づき指定される対策地域における消防本部が保有する登録車両が同法で規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車に該当するときは、当該車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。
- (5) 資機材を積載する車両とあわせて整備する場合にあっては、特別に考慮して配分するものとする。
- (6) 上記のほか、市町村の特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

## 2 設備ごとの方針

### (1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車

~~原則として、四輪駆動方式のものを整備する場合に配分するものとする。四輪駆動方式のものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。~~ なお、次に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車のうちホース延長用資機材、動力昇降装置及びホース30本を備えているもの。

イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車のうち動力昇降装置（I-B型に限る。）及びホース30本を備えているもの。

### (2) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車

~~原則として、四輪駆動方式のものを整備する場合に配分するものとする。ただし、III型、IV型、V型、大I型及び大II型を整備する場合は、この限りでない。四輪駆動方式のものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。~~

### (3) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車

四輪操舵方式のものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

### (4) 救助消防ヘリコプター

原則として、ヘリコプターテレビ電送システム等に係るカメラ又は映像送信装置等に係る資機材を搭載する場合に配分するものとする。

### (5) 高度救助用資機材及び高度探査装置

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）第5条の規定に基づき高度救助隊又は第6条の規定に基づき特別高度救助隊を新たに配置する場合においては、IIの1の(5)にかかわらず、特別に考慮して配分するものとする。

### (6) 消防救急デジタル無線設備

ア 消防組織法の規定に基づき消防の広域化を行う市町村が整備する場合又は複数の市町村が共同で基地局等を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ 平成23年度以降に国庫補助金の配分を受けて整備している場合については、原則として配分しないものとする。

- (4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の規定に基づき指定される対策地域における消防本部が保有する登録車両が同法で規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車に該当するときは、当該車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。
- (5) 資機材を積載する車両とあわせて整備する場合にあっては、特別に考慮して配分するものとする。
- (6) 上記のほか、市町村の特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

## 2 設備ごとの方針

### (1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車

原則として、四輪駆動方式のものを整備する場合に配分するものとする。なお、次に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車のうちホース延長用資機材、動力昇降装置及びホース30本を備えているもの。

イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車のうち動力昇降装置（I-B型に限る。）及びホース30本を備えているもの。

### (2) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車

原則として、四輪駆動方式のものを整備する場合に配分するものとする。ただし、III型、IV型、V型、大I型及び大II型を整備する場合は、この限りでない。

### (3) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車

四輪操舵方式のものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

### (4) 救助消防ヘリコプター

原則として、ヘリコプターテレビ電送システム等に係るカメラ又は映像送信装置等に係る資機材を搭載する場合に配分するものとする。

### (5) 高度救助用資機材及び高度探査装置

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）第5条の規定に基づき高度救助隊又は第6条の規定に基づき特別高度救助隊を新たに配置する場合においては、IIの1の(5)にかかわらず、特別に考慮して配分するものとする。

### (6) 消防救急デジタル無線設備

ア 消防組織法の規定に基づき消防の広域化を行う市町村が整備する場合又は複数の市町村が共同で基地局等を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

イ 平成23年度以降に国庫補助金の配分を受けて整備している場合については、原則として配分しないものとする。